

11月 教育長 教育行政報告

令和6年

- 10月23日（水） 中学生国際交流事業アメリカ合衆国ミシガン州壮行会
 24日（木） 第76回全国造形教育大会滋賀大会
 25日（金） 甲賀市事業執行安全管理審査小委員会
 26日（土） SAGA2024第23回全国障害者スポーツ大会 視察
 27日（日） 第68回滋賀県学生科学賞県展表彰式
 国際交流フェスタ2024 in KOKA
 28日（月） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第6日
 29日（火） 甲賀市教育行政評価答申書 受領
 授業研究会 視察（甲南第一小学校）
 30日（水） 学びに向かう力推進事業公開研修会（雲井保育園・雲井小学校）
 31日（木） 滋賀県都市教育委員会連絡協議会県内研修及び滋賀県教育委員会との意見交換会
- 11月 1日（金） 部長会議
 第3回甲賀市行政改革推進本部会議
 2日（土） 多羅尾小学校創立150周年記念式典
 2024第38回あいの土山マラソン大会 開会式
 3日（日） 2024第38回あいの土山マラソン大会
 4日（月） 第28回西日本軟式野球選手権大会（わたSHIGA輝く
 国スポ競技別リハーサル大会軟式野球（成年男子）競技）
 5日（火） 令和7年度教職員人事異動方針説明会
 6日（水） 第13回甲賀市教育委員会委員協議会
 7日（木） 全国コミュニティスクール連絡協議会定期総会（金沢市）
 8日（金） 中学生国際交流事業アメリカ合衆国ミシガン州出発式
 第4回甲賀市議会臨時会
 9日（土） 秋季近畿地区高等学校軟式野球大会（わたSHIGA輝く
 国スポ競技別リハーサル大会高等学校野球（軟式）競技）
 地域共生フォーラム「ひきこもるころを理解する」講演会
- 11月10日（日） 第58回甲南文化祭
 第45回かふか合唱祭
 こうか木育フェスタ in 鹿深夢の森

第 2 0 回 あいの土山文化祭

1 1 日（月） 第 7 回 学校経営等協議会

1 2 日（火） 滋賀県へき地教育振興協議会県内研修会、第 2 回全体教育長会

1 3 日（水） 油日小学校創立 1 5 0 周年記念式典

第 1 8 回 甲賀市小中連合音楽会

第 1 3 回 甲賀市教育委員会定例会

議案第 87 号

令和 6 年第 5 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 13 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

令和6年第5回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会
の意見聴取について

令和6年第5回甲賀市議会定例会（12月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

※ 市議会提案前につき、取扱注意。

令和 6 年第 5 回甲賀市議会定例会（1 2 月）提出議案（教育委員会関係）

1 条例制定

（1）甲賀市文化芸術振興条例の制定について

《甲賀市議会 議案第 9 2 号》

市内の各地域の伝統や歴史等を守り活かしつつ、新しい文化を生み育てるための文化及び芸術の振興方策の基本的な考え方や、市民および市の役割など、本市の文化芸術施策の基本となる事項を定め、誰もが一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるため、条例を制定するもの。

※詳細は「議案第 8 7 号 別紙 2 参照」

（2）公共施設使用料（据え置き分）の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第 9 7 号》

甲賀市スポーツ施設条例の一部を改正するもの

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正するもの

※詳細は「議案第 8 7 号 別紙 2 参照」

2 補正予算案件

（1）令和 6 年度甲賀市一般会計補正予算（第 4 号）

《甲賀市議会 議案第 1 0 1 号》

（第 1 表） 歳入 4 3, 7 2 3 千円 歳出 6 2, 0 5 8 千円

歳入

国庫支出金	教育費国庫委託金（教育総務費国庫委託金）	2, 123 千円
	学校問題解決支援体制構築モデル事業委託金	2, 123 千円

寄附金	教育費寄附金（保健体育費寄附金）		100 千円
	スポーツ振興寄附金		100 千円
市債	教育債（一般単独事業債）		△342,400 千円
	学校給食センター整備事業		△342,400 千円
	教育債（学校教育施設等整備事業債）		383,900 千円
	学校給食センター整備事業		383,900 千円

合計 43,723 千円

歳出

土木費	都市計画費		212 千円
	公園費	公園施設管理運営経費	212 千円
教育費	教育総務費		4,164 千円
	事務局費	事務局運営経費	4,164 千円
	社会教育費		1,865 千円
	図書館費	図書館管理運営経費	1,865 千円
	保健体育費		55,817 千円
	保健体育総務費	スポーツ振興事業	517 千円
	学校給食費	学校給食センター管理運営経費	55,300 千円

合計 62,058 千円

（第2表）繰越明許費補正
（追加）

款	項	事業名	金額
教育費	社会教育費	水口城跡環境整備事業	123,100 千円

（変更）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	保健体育費	東部学校給食センター改修事業	191,500 千円	補正前に同じ	246,800 千円

(第3表) 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限度額
森林環境学習やまのこバス 運行業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,300 千円
信楽小学校改築事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,853,000 千円

(第4表) 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限度額	限度額
学校給食センター整備事業	342,400 千円	383,900 千円

3 その他案件

(1) 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

施設名	指定管理者
甲賀市あいの土山文化ホール 《甲賀市議会 議案第127号》	甲賀市土山町北土山2222番地2 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 立 岡 秀 寿
甲賀市水口城資料館 《甲賀市議会 議案第128号》	滋賀県甲賀市甲南町野田810番地 一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会 代表理事 小 山 剛
甲賀市甲賀歴史民俗資料館 《甲賀市議会 議案第129号》	滋賀県甲賀市甲賀町油日1042番地1 甲賀地域歴史資料保存会 会長 瀬 古 吉 孝
甲賀市旧水口図書館 《甲賀市議会 議案第130号》	滋賀県甲賀市土山町南土山甲362番地 稚木の会 代表 土 山 道 夫

甲賀市東海道伝馬館 《甲賀市議会 議案第 1 3 1 号》	滋賀県甲賀市土山町北土山 1 7 0 1 番地 特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議 理事長 堀 江 新 三
----------------------------------	--

※指定内容は「議案第 8 7 号 別紙 4 から 8 参照」

議案第 9 2 号

甲賀市文化芸術振興条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市文化芸術振興条例

甲賀市は、緑豊かな自然及び歴史的風土に恵まれ、城下町及び宿場町等の交通の要衝として発展する中、多様な文化及び芸術が生み出され、ふれあい、受け入れる土壌を育んできました。それは、先人によって学びの場を維持しながら、多様な文化及び芸術を創造し、郷土愛が地域の中に脈々と根付いてきた証であります。

文化は市民社会の基盤となり、芸術は生活に溶け込むことにより、人々の心を豊かにするとともに日々の暮らしに潤いを与え、しなやかな感性を育みます。

文化及び芸術があらゆる垣根を越えて、誰もが、幼少の成長過程から生涯にわたり学ぶことの歓びを享受し、一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第4条の規定及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第5条の規定に基づき、本市における文化及び芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）について、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- （1） 文化及び芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）に携わる者の自主性及び創造性を尊重すること。
- （2） 多様な文化芸術活動により市民生活を活気あるものとし、まちの魅力を高め、にぎわいのあるまちづくりに資するよう努めること。
- （3） 文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携及び協働することにより人々の交流及び対話を促し、開かれたまちづくりを推進すること。
- （4） 誰もが文化及び芸術に親しみ、多様な価値を育むことができるよう環境を整え、本市で培われた文化及び芸術を財産として次世代に継承すること。

（基本方針）

第3条 市及び市民等は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基

本方針として、文化芸術施策を計画的かつ主体的に推進するものとする。

- (1) 一人ひとりの自主性、主体性及び創造性を尊重し、誰もが文化芸術にふれる機会の創出及び情報の発信
- (2) 未来の文化芸術を創造する子どもの育成並びに後継者及び担い手の育成
- (3) 文化財等の文化資源を活用し、潜在的価値を掘り起こすことによるまちづくりの推進
- (4) 施設の整備及び有効活用を図り、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用の推進
- (5) 文化芸術活動の実践を通して、地域課題の解決及びまちづくりの推進
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化芸術施策を策定し、計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術施策を推進するに当たり、文化及び芸術の固有の意義及び価値を尊重しつつ、関連分野における施策との有機的な連携を図り、文化及び芸術に関わる多様な情報を発信するものとする。

3 市は、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の権利及び役割)

第5条 市民は、自らが文化及び芸術を創造し、又は享受する権利を有するとともに、第2条に規定する基本理念を理解し、文化及び芸術の担い手として、相互に連携しつつ、その継承に努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、自らが行う創造的な文化芸術活動に誇りを持ち、充実を図るとともに、文化及び芸術の継承及び発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術団体は、相互に協力し、市民の文化芸術活動の推進に努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、自主的かつ主体的に、次代の担い手となる子ども及び青少年の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものと

する。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術を振興する役割を担うとともに、文化芸術活動の支援に努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

第9条 市、市民、地域、文化芸術団体、学校等、事業者及びその他文化芸術に関する施策に関係する者は、相互に連携を図りながら協働し、文化芸術施策を推進するよう努めるものとする。

（文化芸術施策の推進に関する計画の策定）

第10条 市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定するものとする。

2 前項の計画の策定に当たっては、次条に規定する甲賀市文化のまちづくり審議会に諮るとともに、市民の意見を聴かなければならない。

（甲賀市文化のまちづくり審議会の設置）

第11条 文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第37条の規定により、甲賀市文化のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という）の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調査審議し、その結果について答申する。

3 審議会は、文化芸術施策の推進に関し必要な事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

4 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1） 市民

（2） 学識経験者

（3） 公募により選出された者

（4） その他教育委員会が適当と認める者

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に甲賀市附属機関設置条例（平成 25 年甲賀市条例第 35 号）別表の規定により教育委員会に置かれた同表に規定する甲賀市文化のまちづくり審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 11 条第 5 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(甲賀市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 甲賀市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表甲賀市文化のまちづくり審議会の項を削る。

議案第 9 7 号

公共施設使用料（据え置き分）の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

公共施設使用料（据え置き分）の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（甲賀市農村集落センター条例の一部改正）

第1条 甲賀市農村集落センター条例（平成16年甲賀市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2 甲賀市大河原ふれあいホールの部多目的ホールの項及び和室の項中「200」を「300」に、「400」を「600」に改め、同表甲賀市雲井地区農村活性化センターの部研修室の項中「400」を「500」に、「800」を「1,000」に改め、同部調理室の項中「200」を「300」に、「400」を「600」に改め、同表甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷の項中「400」を「500」に、「800」を「1,000」に改める。

（甲賀市農業振興センター条例の一部改正）

第2条 甲賀市農業振興センター条例（平成16年甲賀市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表ふれあいホールの項及び木工体験室の項中「250」を「300」に、「500」を「600」に改める。

（甲賀市スポーツ施設条例の一部改正）

第3条 甲賀市スポーツ施設条例（平成16年甲賀市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の表中

「

グラ ウン ド	土山運動場	1面	500	1,000
	甲南グラウンド	1／2面	300	600
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	700	1,400
		1／2面	400	800

」を

「

グラ ウン	土山運動場	1面	700	1,400
	甲南グラウンド	1／2面	400	800

ド	甲南中央運動公園サッカーグラウンド		
---	-------------------	--	--

」に

改める。

（甲賀市立学校施設開放条例の一部改正）

第4条 甲賀市立学校施設開放条例（平成16年甲賀市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表中「（信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあつては、100）」及び「（信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあつては、50）」を削る。

（甲賀市民交流駅条例の一部改正）

第5条 甲賀市民交流駅条例（平成17年甲賀市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「250」を「300」に、「500」を「600」に改める。

（甲賀市地域総合センター条例の一部改正）

第6条 甲賀市地域総合センター条例（平成20年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表甲賀市宇川会館の部調理室の項中「300」を「400」に、「600」を「800」に改め、同表甲賀市かえで会館の部多目的室の項及び研修室2の項中「150」を「200」に、「300」を「400」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

（1） 甲賀市農村集落センター条例

（2） 甲賀市農業振興センター条例

（3） 甲賀市スポーツ施設条例

- (4) 甲賀市立学校施設開放条例
- (5) 甲賀市民交流駅条例
- (6) 甲賀市地域総合センター条例

議案第97号参考資料

<第1条関係>

甲賀市農村集落センター条例新旧対照表

改正案				現行			
(利用料)				(利用料)			
第10条 集落センターの利用料は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。				第10条 集落センターの利用料は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
施設名		1時間当たり金額（円）		施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外			市内	市外
甲賀市大河原ふれあいホール	多目的ホール	300	600	甲賀市大河原ふれあいホール	多目的ホール	200	400
	和室	300	600		和室	200	400
	(略)				(略)		
甲賀市雲井地区農村活性化センター	(略)			甲賀市雲井地区農村活性化センター	(略)		
	研修室	500	1,000		研修室	400	800
	調理室	300	600		調理室	200	400
(略)				(略)			
甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷	研修室	500	1,000	甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷	研修室	400	800
備考				備考			

1 ～ 4 (略)

1 ～ 4 (略)

< 第 2 条関係 >

甲賀市農業振興センター条例新旧対照表

改正案			現行		
(使用料)			(使用料)		
第 9 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。			第 9 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。		
2 (略)			2 (略)		
別表 (第 9 条関係)			別表 (第 9 条関係)		
施設名	1 時間当たり金額 (円)		施設名	1 時間当たり金額 (円)	
	市内	市外		市内	市外
ふれあいホール	<u>3 0 0</u>	<u>6 0 0</u>	ふれあいホール	<u>2 5 0</u>	<u>5 0 0</u>
木工体験室	<u>3 0 0</u>	<u>6 0 0</u>	木工体験室	<u>2 5 0</u>	<u>5 0 0</u>
(略)			(略)		
備考			備考		
1 ～ 4 (略)			1 ～ 4 (略)		

< 第 3 条関係 >

甲賀市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案					現行				
(使用料) 第 9 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。 (利用料金) 第 1 6 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 3 の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 別表第 3 (第 9 条、第 1 6 条関係) 1 及び 2 (略) 3 グラウンド					(使用料) 第 9 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。 (利用料金) 第 1 6 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 3 の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 別表第 3 (第 9 条、第 1 6 条関係) 1 及び 2 (略) 3 グラウンド				
施設名		区分	1 時間当たり金額 (円)		施設名		区分	1 時間当たり金額 (円)	
			市内	市外				市内	市外
グ	土山運動場	1 面	7 0 0	1, 4 0 0	グ	土山運動場	1 面	5 0 0	1, 0 0 0
ラ	甲南グラウンド				ラ	甲南グラウンド	1 / 2 面	3 0 0	6 0 0
ウ	甲南中央運動公園サッカーグラウ	1 / 2 面	4 0 0	8 0 0	ウ	甲南中央運動公園サッカーグラウ	1 面	7 0 0	1, 4 0 0
ン	ンド				ン	ンド	1 / 2 面	4 0 0	8 0 0
ド					ド				
(略)					(略)				

備考（略） 4～8（略）	備考（略） 4～8（略）
-----------------	-----------------

<第4条関係>

甲賀市民交流駅条例新旧対照表

改正案	現行																
（使用料の納付） 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 （略） （利用料金の収受等） 第14条 （略） 2 利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表（第9条、第14条関係） 1 甲賀市民交流駅こうか <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">1時間当たり金額（円）</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td>コミュニティルーム</td><td>300</td><td>600</td></tr></table> 備考 1～4（略）	施設名	1時間当たり金額（円）		市内	市外	コミュニティルーム	300	600	（使用料の納付） 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 （略） （利用料金の収受等） 第14条 （略） 2 利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表（第9条、第14条関係） 1 甲賀市民交流駅こうか <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">1時間当たり金額（円）</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td>コミュニティルーム</td><td>250</td><td>500</td></tr></table> 備考 1～4（略）	施設名	1時間当たり金額（円）		市内	市外	コミュニティルーム	250	500
施設名		1時間当たり金額（円）															
	市内	市外															
コミュニティルーム	300	600															
施設名	1時間当たり金額（円）																
	市内	市外															
コミュニティルーム	250	500															

2 (略)

2 (略)

<第5条関係>

甲賀市地域総合センター条例新旧対照表

改正案				現行			
(使用料等)				(使用料等)			
第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。				第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。			
2 (略)				2 (略)			
別表 (第8条関係)				別表 (第8条関係)			
施設名		1時間当たり金額 (円)		施設名		1時間当たり金額 (円)	
		市内	市外			市内	市外
甲賀市宇川会館	(略)			甲賀市宇川会館	(略)		
	調理室	400	800		調理室	300	600
(略)				(略)			
甲賀市かえで会館	(略)			甲賀市かえで会館	(略)		
	多目的室	200	400		多目的室	150	300
	(略)				(略)		
	研修室2	200	400		研修室2	150	300
(略)				(略)			

市外

備考 1 及び 2 (略)	備考 1 及び 2 (略)
------------------	------------------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 2 7 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

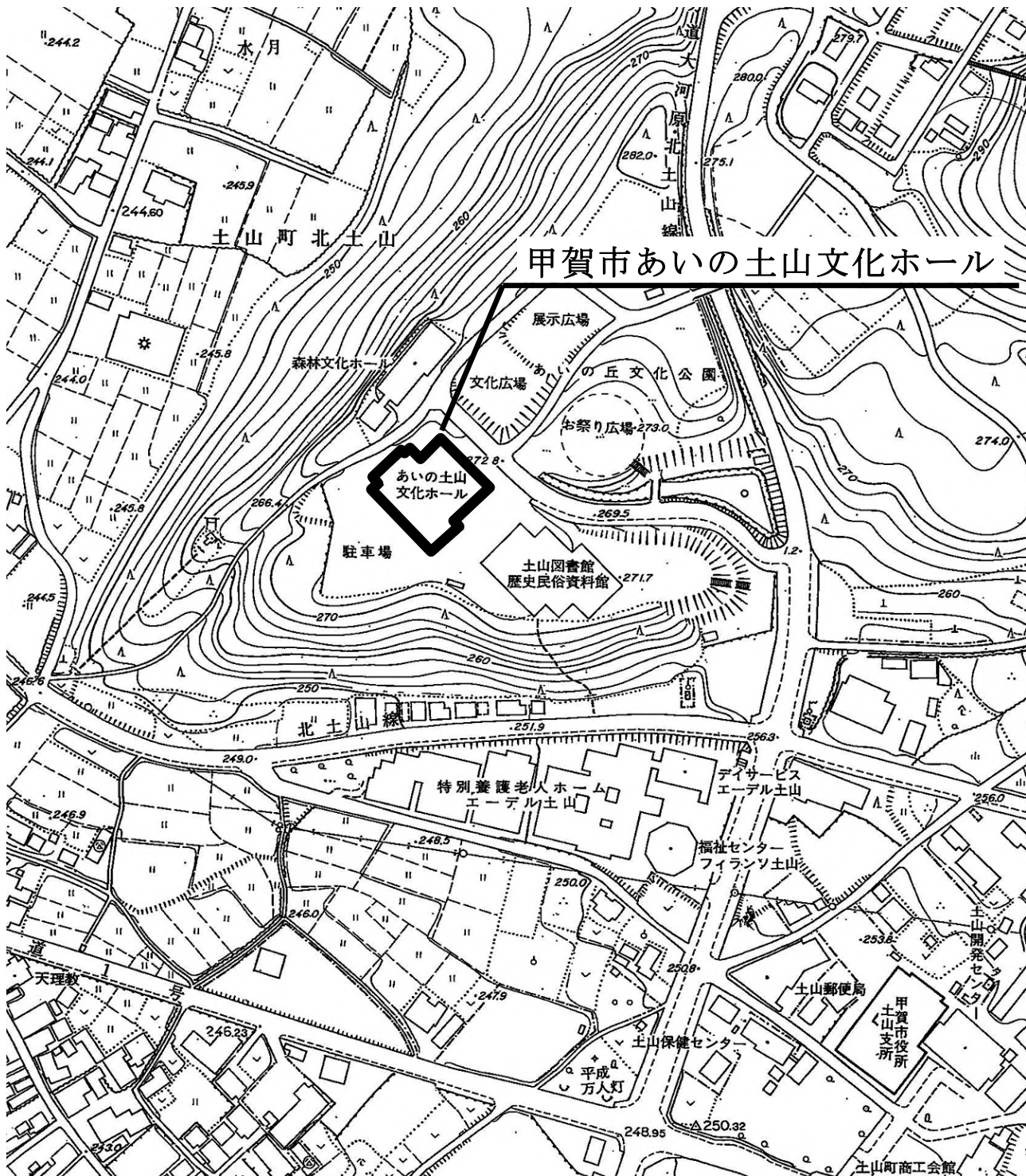
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市あいの土山文化ホール
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2
公益財団法人あいの土山文化体育振興会
代表理事 立 岡 秀 寿
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第127号参考資料

施設名称	甲賀市あいの土山文化ホール
所在地	甲賀市土山町北土山2222番地2
面積	建築面積 1,711.7㎡、延床面積 1,887.7㎡
施設内容	ホール、リハーサル室（会議室）、楽屋、事務室・応接室、他



指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調査

(所管課: 社会教育スポーツ課)

1 施 設 名	甲賀市あいの土山文化ホール		
2 施 設 の 目 的	市民の文化の高揚と芸術の振興を図り、心豊かで活力ある社会を築くための拠点として本施設を設置する。		
3 施 設 の 概 要	所在地: 甲賀市土山町北土山2222番地2 建築面積: 1, 711. 7㎡ 延床面積: 1, 887. 7㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造3階建 施設内容: ホール(固定席 441席、補助席75席)、事務室及び応接室 各1室、 リハーサル室(会議室)1室、楽屋2室、湯沸室1箇所、男女トイレ各2箇所、 シャワー室1室、身体障がい者用トイレ1箇所		
4 募 集 方 法	非公募		
5 指 定 期 間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 (5年間)		
6 管 理 業 務 内 容	1. 本施設の運営に関する業務 1) 施設貸出・受付業務 2) 展示業務 3) 備品等貸出業務 4) 広報宣伝業務 5) 提案事業および自主事業 2. 本施設の維持管理に関する業務 1) 建築物保守管理業務 2) 建築設備保守管理業務 3) 備品等保守管理業務 4) 駐車場保守管理業務 5) 清掃業務 6) 外構保守管理業務 7) 植栽管理業務 8) 警備業務 9) 廃棄物処理業務 3. その他の業務		
7 指 定 管 理 料 (参考額)	(指定管理料限度額) 144, 541, 000円 (年間指定管理料) 令和 7 年度 28, 046, 000円 令和 8 年度 28, 806, 000円 令和 9 年度 28, 808, 000円 令和 10 年度 29, 494, 000円 令和 11 年度 29, 387, 000円 消費税及び地方消費税含む		
8 指 定 候 補 者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名) 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 理事長 立岡秀寿		
	(所在地) 滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2		
	(設立年月日、事業概要) 平成9年4月4日 文化・体育振興事業推進		
9 指 定 候 補 者 の 選 定 理 由	本施設は、地域住民に文化活動及び交流の場を提供し、文化及び教養の向上に資することを目的とした公共施設であることから、これまでから多様化する住民ニーズに対する文化振興を進められ、施設管理や事業の運営に住民や利用者の声を生かす努力をされている公益財団を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理経費の削減及び地域住民の公平な利用が図れ、併せて施設の適正な管理・運営が期待出来る。また、市外へ発信力がある鈴鹿馬子唄全国大会の運		

	営の実績とノウハウは他にはない。		
10 選 定 委 員 * 委員長 (50 音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 福山 孝徳 公の施設の利用者 前野 沙穂 学識経験を有する者 * 望月 善博 その他市長が適当と認める者	元金融機関、元商工会事務局長 社会保険労務士法人 地域区長会理事 税理士 元企業役員	
11 選 定 委 員 会	第1回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年7月12日		
12 選 定 基 準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13 選 定 結 果	☒ 当該施設の指定候補者として適当である。 ☐ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 指定候補者の選定理由を認め、集客の計画を立て利用者数の増加及び市民参加の積極的なPRに努めるよう求めるが、今後の地域文化の向上が期待できることから、施設利用者の公平な利用を確保することができるものであり適当である。		

令和6年7月12日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

議案第 1 2 8 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市水口城資料館
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地
一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会
代表理事 小 山 剛
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第128号参考資料

施設名称	甲賀市水口城資料館
所在地	甲賀市水口町本丸4番80号
面積	床面積 162.6㎡
施設内容	展示室、管理室、研修室、他



指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調査

(所管課:歴史文化財課)

1	施設名	甲賀市水口城資料館
2	施設の目的	水口城の歴史的文化遺産を継承するとともに、適正に収集、保管及び展示をし、郷土の歴史について関心を高め、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。
3	施設の概要	所在地:甲賀市水口町本丸4番80号 施設構造:木造2階建 平成元年3月竣工
4	募集方法	公募
5	指定期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日(5年間)
6	管理業務内容	(1)運営業務(施設貸出・受付業務等) (2)維持管理業務(建築物・建築設備保守管理等) (3)経営管理業務(基本協定締結、計画書および報告書の提出等)
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) 16,035,000 円 (年間指定管理料) 3,207,000 円 消費税及び地方消費税含む
8	公募期間	令和6年7月1日 から 令和6年8月8日(39日間)
9	申請者数	1者
10	申請者 (代表者名) 主たる事務所の所在地	1 (団体名・代表者名)一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会 小山 剛 (所在地)滋賀県甲賀市甲南町野田810番地 (設立年月日、事業概要) 設立年月日:令和元年11月27日 事業概要:甲賀市の観光資源の開発と観光客の誘致に努め、観光産業の健全な発展を期待するとともに、観光を通じて、地域の資源や文化と市民活動を繋ぐことにより、甲賀市の産業経済の活性化と、地域社会の豊かな発展に寄与することを目的とする。
11	選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 元金融機関、元商工会事務局長 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 社会保険労務士法人 福山 孝徳 公の施設の利用者 区長会 前野 沙穂 学識経験を有する者 税理士 *望月 善博 その他市長が適当と認める者 元企業役員
12	選定基準	甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項による
13	選定方式	総合点数方式

14	指定管理者の候補者	一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会						
15	選 定 委 員 会	第2回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年9月5日						
16	選 定 結 果	第2回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年9月5日 採点得点表 <table><tr><th>申請者</th><th>合計得点</th><th>合計配点</th></tr><tr><td>一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会</td><td>172点</td><td>200点</td></tr></table> ※合計得点:委員1人50点で採点し、委員4人の得点を合計した点数 ※選定基準、審査項目、審査結果は別紙のとおり	申請者	合計得点	合計配点	一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会	172点	200点
申請者	合計得点	合計配点						
一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会	172点	200点						
17	附 帯 意 見	多くの類似施設の管理運営実績があることから、管理を安定して行う規模及び能力に関する項目を評価した。						

令和6年9月5日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月善博

議案第 1 2 9 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市甲賀歴史民俗資料館
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市甲賀町油日 1042 番地 1
甲賀地域歴史資料保存会
会長 瀬 古 吉 孝
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 1 2 9 号参考資料

施設名称	甲賀市甲賀歴史民俗資料館
所在地	甲賀市甲賀町油日 1 0 4 2 番地 1
面積	床面積 1 7 5 . 3 3 5 m ²
施設内容	展示室、收藏庫、管理及び修理室、他



指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課: 歴史文化財課)

1	施設名	甲賀市甲賀歴史民俗資料館
2	施設の目的	本施設は歴史的文化遺産を継承するとともに、適正に収集、保管及び展示をし、郷土の歴史についての関心を高め、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。
3	施設の概要	所在地: 甲賀市甲賀町油日1042番地1 構造: 鉄筋コンクリート造平屋建 床面積: 175.335㎡
4	募集方法	非公募
5	指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日(5年間)
6	管理業務内容	(1) 運営業務(受付業務等) (2) 維持管理業務(建築物、建築設備保守管理等) (3) 経営管理事務(基本協定締結、計画書及び報告書の提出等)
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) 2,155,000 円 (年間指定管理料) 431,000 円 消費税及び地方消費税含む
8	指定候補者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名) 甲賀地域歴史資料保存会 代表者 瀬古吉孝 (所在地) 甲賀市甲賀町油日1042番地1 (設立年月日、事業概要) 設立年月日: 平成18年3月31日 事業概要: 甲賀地域に幾世代に亘って伝えられてきた歴史資料に対する関心や理解を深め、資料を後世に確実に伝え保存していくための諸事業を行うことを目的とする。
9	指定候補者の選定理由	甲賀市甲賀歴史民俗資料館は、油日神社の敷地内にあり、指定管理者の候補団体として選定した「甲賀地域歴史資料保存会」の構成員は油日神社の役員などで構成されているため、所蔵資料について習熟しており、油日神社と一体となった文化財の活用及び施設の維持管理が図れる。今後も保存活用及び維持管理を行う上で指定管理者として最適であり、引き続き指定をしたい。
10	選定委員 * 委員長 (50音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 元金融機関、元商工会事務局長 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 社会保険労務士法人 福山 孝徳 公の施設の利用者 地域区長会理事 前野 沙穂 学識経験を有する者 税理士 * 望月 善博 その他市長が適当と認める者 元企業役員
11	選定委員会	第1回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年7月12日

12 選 定 基 準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13 選 定 結 果	■ 当該施設の指定候補者として適当である。 □ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 指定候補者の選定理由を認め、施設の適切な維持及び管理が図られるものであり適当である。		

令和6年7月12日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月善博

議案第 1 3 0 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市旧水口図書館
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町南土山甲362番地
稚木の会
代表 土 山 道 夫
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第130号参考資料

施設名称	甲賀市旧水口図書館
所在地	甲賀市水口町本町一丁目2番1号
面積	床面積 52㎡
施設内容	展示室、事務室、玄関ホール、他



指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調査

(所管課:歴史文化財課)

1	施設名	甲賀市旧水口図書館
2	施設の目的	ヴォーリズ建築の特色を備えた旧水口図書館の遺産を保存し、その適切な活用を通じて地域文化の発展に寄与することを目的とする。
3	施設の概要	所在地:甲賀市水口町本町一丁目2番1号 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 昭和3年竣工 平成16年3月保存改修
4	募集方法	公募
5	指定期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日(5年間)
6	管理業務内容	(1)運営業務(施設貸出・受付業務等) (2)維持管理業務(建築物・建築設備保守管理等) (3)経営管理業務(基本協定締結、計画書および報告書の提出等)
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) 1,955,000 円 (年間指定管理料) 391,000 円 消費税及び地方消費税含む
8	公募期間	令和6年7月1日 から 令和6年8月8日(39日間)
9	申請者数	1者
10	申請者 (代表者名) 主たる事務所の所在地	(団体名・代表者名)稚木の会 土山道夫 (所在地)滋賀県甲賀市土山町南土山甲362 (設立年月日、事業概要) 1 設立年月日:平成16年5月16日 事業概要:国登録有形文化財建造物旧水口図書館に関心を寄せる者が相集い、互いに研鑽を深め、市民の立場からその魅力を広く紹介し、保存と活用をはかる諸事業の企画・運営を通じて、文化の発展に寄与することを目的とする会。
11	選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 元金融機関、元商工会事務局長 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 社会保険労務士法人 福山 孝徳 公の施設の利用者 区長会 前野 沙穂 学識経験を有する者 税理士 *望月 善博 その他市長が適当と認める者 元企業役員
12	選定基準	甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項による
13	選定方式	総合点数方式

14	指定管理者の候補者	稚木の会						
15	選 定 委 員 会	第2回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年9月5日						
16	選 定 結 果	第2回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年9月5日 採点得点表 <table><tr><td>申請者</td><td>合計得点</td><td>合計配点</td></tr><tr><td>稚木の会</td><td>151点</td><td>200点</td></tr></table> ※合計得点:委員1人50点で採点し、委員4人の得点を合計した点数 ※選定基準、審査項目、審査結果は別紙のとおり	申請者	合計得点	合計配点	稚木の会	151点	200点
申請者	合計得点	合計配点						
稚木の会	151点	200点						
17	附 帯 意 見	旧水口図書館を美しく保存し、その適切な活用を通じて地域文化の発展に寄与されており、施設の適正な維持及び管理に関する項目を評価した。						

令和6年9月5日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月善博

議案第 1 3 1 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市東海道伝馬館
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町北土山1701番地
特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議
理事長 堀 江 新 三
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第131号参考資料

施設名称	甲賀市東海道伝馬館
所在地	甲賀市土山町北土山1570番地
面積	床面積 452.58㎡
施設内容	展示室、事務室、体験工房、他



指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:歴史文化財課)

1	施設名	甲賀市東海道伝馬館
2	施設の目的	本施設は土山宿の街道文化の紹介と歴史的な生活文化の伝承及びこれらの活動を支援することを目的とする。
3	施設の概要	所在地:甲賀市土山町北土山1570番地 構造:木造瓦葺2階建 延床面積:452.58㎡
4	募集方法	非公募
5	指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日(5年間)
6	管理業務内容	(1)運営業務(施設貸出・受付業務等) (2)維持管理業務(建築物、建築設備保守管理等) (3)経営管理事務(基本協定締結、計画書及び報告書の提出等)
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) 16,630,000 円 (年間指定管理料) 3,326,000 円 消費税及び地方消費税含む
8	指定候補者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名) 特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議 理事 堀江新三 (所在地) 滋賀県甲賀市土山町北土山1701 (設立年月日、事業概要) 設立年月日:平成15年6月9日 事業概要:歴史の道東海道および宿場の保存伝承に関するシンポジウムや情報発信等の地域の活性化に寄与する事業を行う。
9	指定候補者の選定理由	指定管理者の候補者として選定した「特定非営利法人 歴史の道東海道宿駅会議」は、当館開館以後、長年培ってきた知識や経験に基づき、東海道や土山宿の魅力を入館者に積極的に伝えており、アンケート結果においても職員の対応に対する評価は高いものとなっている。 また、当団体の役員は各地宿場からの代表者により構成されており、そのネットワークによって効果的な観光客の誘致を図ることができ、地域に根ざした行事を積極的に開催することにより入館者数が増加していること、また、当団体の設立目的が当館の設置目的と合致しており、指定管理者として最適であり引き続き指定をしたい。
10	選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	黄瀬 正信 その他市長が適当と認める者 元金融機関、元商工会事務局長 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 社会保険労務士法人 福山 孝徳 公の施設の利用者 地域区長会理事 前野 沙穂 学識経験を有する者 税理士 *望月 善博 その他市長が適当と認める者 元企業役員

11	選 定 委 員 会	第1回 指定管理者選定委員会 開催日 令和6年7月12日		
12	選 定 基 準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13	選 定 結 果	■ 当該施設の指定候補者として適当である。 □ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 指定候補者の選定理由を認め、更なる集客の努力と次世代の人材を確保した運営を求めるが、管理及び運営の良好な実績から施設の適切な維持及び管理が図られるものであり適当である。		

令和6年7月12日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博